

障害者総合支援法改正に関する要望書

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ）

代 表 伊 澤 雄 一

平素より障害者福祉の増進にご尽力いただき感謝申し上げます。

私どもは精神障害者の地域での暮らしを支える事業を担う団体の全国組織として、20 年ほどの活動を続けてきました。昨年の障害者権利条約の批准を踏まえ、わが国の障害者福祉が、精神障害者地域生活支援が一層拡充し、障害のある人たちも、地域の住民として、普通の暮らしが確保できるよう、その一助としての福祉サービスがなお一層拡充されていくことを願い、以下の点について改善されることを求めます。

【要望項目】

1. 地域移行の促進と居住支援の拡充について

(1) 長期入院を余儀なくされている人たちの地域移行を加速度的に進めるべきです。

退院者の増加に対して、グループホームの拡充、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の確保のための方策等、多様な選択肢による生活の場（居住支援の場）の確保は喫緊の課題です。今後はさらに「看護機能付きホーム」等、健康管理面にも配慮され、高齢化への対応もしっかりと視野に入れた居住支援メニューを新規に施策化する等、大幅な居住支援の拡大充実を望みます。

(2) 現行の居住系事業への報酬評価が低すぎます。居住支援は、暮らしの支えの根幹です。命や財産の居所としての生活の本拠地を確保・保障するものであり、24 時間切れ目のない支援を必要としています。

このような特性を重く認識していただき、居住系事業への報酬についての格段の増額を求めます。

(3) 改正精神保健福祉法には、医療保護入院者退院支援委員会に地域援助事業者を招聘し、当該入院者の退院支援に一層の計画性と具体性を織り込むこととなっております。しかしながら本制度の定着ははかばかしくなく、地域援助事業者の招聘例は少なく、法の趣旨と現実とのかい離が生じています。早急に打開し、実効ある退院支援体制を構造として確立してください。

(4) 国がその補助事業を廃止した地域体制整備コーディネーターについて、都道府県が独自に実施を継続しているものも含め、これまでの活動内容や実績をあらためて評価し再建してください。とりわけ、病院の外部からの支援者やピアサポーターが入院者と直に接し、退院の意思形成や、個別具体的な退院準備を進めることの有効性を明白であり、国としての積極的な支援を求めます。

(5) 精神科病院・入所施設敷地内におけるグループホームの設置方針は撤回してください。これは、障害者権利条約^{*}に抵触するものであり、省令の本則に規定されている「指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は、病院の敷地外にあるようにしなければならない。」(障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 210 条)を厳正に順守すべきです。

※【障害者権利条約 第 19 条 (a)】障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

2. 日中活動（通所事業）について

- (1) 精神障害の特性である「可変性・揺らぎ」は、おのずと支援の範囲・内容・数量等に連動します。しかし現行の報酬制度は出来高払いによるであり、特に事業が小規模である場合には、運営上の不安定さが避けられません。「地域の中で」「小規模で」という事業形態が求められている今日、そのことに配慮された報酬体系の創設（例えば、事業所を単位とした基礎的報酬制等の方法）が必要ではないでしょうか。
また、報酬の設定にあたっては、加算方式を多用するのではなく、本体報酬に重点を置いて行うことを原則としてください。
- (2) 就労継続支援 A 型および就労移行支援の 2 つの事業は、障害福祉サービスではなく、障害者職業センターやハローワークと連動して本格化させた「就労（就業）支援事業」として、雇用対策に明確に位置づけて取り扱うことが望ましいと考えます。
- (3) 就労継続支援 B 型における利用者には、必ずしも就労を中心として活動が構成されていない人たちも多くなります。したがって、事業名称を現状の機能に合わせた「生活支援事業」とするなどとし、包括的な生活支援が実施されるような事業として再構成することが必要であると考えます。
- (4) 地域活動支援センターは、特に精神障害者にとって、社会参加の一步でもあるとともに、地域の中の居場所として、その枠組みの緩やかさとあいまって重要な生活拠点として機能してきました。しかしながら、地域生活支援事業という制度的位置づけは、自治体の行財政力により極端な地域間格差を生み出しています。本事業の意義を捉え直し、大きく広がった地域格差を是正するための方策を講じる必要があります。

3. 今後の事業推進について（共通事項）

- (1) 現行制度における職員配置基準では、生活支援員や世話人等、直接の支援を行う職員について常勤換算法がとられています。利用者との集団的関わりや個別的継続的関わりが重視される現場において、本来求められる職員は「常勤者」です。少なくとも、基礎となる職員数については、常勤換算法を廃止し、本来の「常勤者」の配置を基本とした制度にあらためてください。
また、事務の複雑化、煩雑化は、年を追うごとに進んでいます。現行の報酬水準では事務を担うマンパワーの確保は容易ではありません。事務職員の配置基準を明確化するとともに、それを支え得る報酬上の評価を行ってください。
- (2) 障害福祉サービスの実施にあたって必要となる関連法との整合や調整は欠くことができません。特に、事業用施設設備における「消防法」「建築基準法」等との整合や管轄省庁をまたぐ調整検討には、多くの困難が指摘されているところです。障害福祉サービス事業の安定的な場の確保と運営を強力に推し進めるため、行政の縦割りによる不合理の解消を図ってください。
- (3) 障害者就労や福祉の名の下に展開される「障害者ビジネス」が、今全国に広がっています。就労の実態も福祉的支援を伴わないまま、障害福祉サービス費に加え特定求職者雇用開発助成金等の雇用施策のための公的補助金等を収入源とし、障害者を「集めて儲ける」という業態は、まさに「貧困ビジネス」といわれるものに共通する特質を持ったものです。この現状について早急な調査を行うとともに、改善に向けたしかるべき対応を図ってください。

以上